

栃木市・岩舟町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務計画班
- (2) 事務調整班

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、チームリーダーその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 チームリーダーは、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 班に属する職員の指揮監督
- (3) 事務局長の職務の補佐

3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、
栃木市事務決裁規程（平成22年栃木市訓令第2号）の規定を準用する。

この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」及び「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 栃木市及び岩舟町との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
- (3) 各種資料等の作成に関すること。
- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
- (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事案を処理する場合の起案は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取扱うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、

保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 事務局が保有する公文書の公開については、栃木市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、栃木市の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務等)

第10条 事務局職員の服務及び勤務条件については、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

担当名	分掌事務
総務計画班	1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会及び幹事会の会議に関すること。 5 合併資料の編さんに関すること。 6 報酬等の支給に関すること。 7 広報事業に関すること。 8 国・県との連絡調整に関すること。 9 合併市町村基本計画に関すること。 10 財政計画に関すること。 11 住民説明会に関すること。 12 その他他の班に属さないこと。
事務調整班	1 合併協定項目の調整に関すること。 2 その他各種事務事業の調整に関すること。 3 専門部会及び分科会の会議に関すること。

別表第2（第9条関係）

名 称	栃木市・岩舟町合併協議会会長の印
寸 法 (ミリメートル)	方24
書 体	てん書
ひ な 型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 会 町 栃 会 合 木 長 併 市 之 協 市 印 議 岩 舟 </div>
使 用 区 分	一般文書用
管 理 者	栃木市・岩舟町合併協議会事務局長
個 数	1個